

文書名	認証業務規程別表 4
管理番号	B 0 4 - 0 6
承認日	2019年7月2日

別表 4 臨時確認調査手数料の額および徴収方法（第10条第3項関係）

1. 臨時確認調査手数料

(1) ほ場・採取場・栽培場（原木林地栽培）の申請ほ場面積

申請ほ場面積	調査手数料	
10アール以内	22,000円	*200アールを超える場合は30アールごとに2,200円を加算。
20アール以内	24,200円	*グループ申請の場合は2名以降11名まで1名につき13,200円
30アール以内	26,400円	を加算する。12名以降は1名につき11,000円を加算する。
40アール以内	28,680円	*グループ申請でなくても申請ほ場等が複数県にまたがるな
50アール以内	30,800円	ど広範囲の場合は地区毎に2地区以降1地区について13,200
75アール以内	33,000円	円を加算する。
100アール以内	35,200円	
150アール以内	37,400円	
200アール以内	39,600円	

(2) 上記以外の臨時確認調査

有機農産物についての生産行程管理者

1 件の臨時確認調査につき22,000円

有機加工食品についての生産行程管理者

1 件の臨時確認調査につき22,000円

小分け業者

1 件の臨時確認調査につき22,000円

※年次確認調査時に併せて変更届に伴う臨時確認調査を実施する場合は別表 2 の手数料を徴収する。

※上記（1）（2）（3）の臨時確認調査手数料には実地調査に要した時間に加え往復に要した時間、実地調査報告書作成、判定に要する経費をすべて含む。

2. 臨時確認調査手数料の徴収方法

臨時確認調査手数料は実地調査後、請求書が当該登録認証機関から認証事業者に届いてから 10 日以内に郵便振替もしくは銀行振込にて納付する。

(附則)

1. この別表は2010年3月1日より施行する
2. 2013年 2月23日改定
3. 2014年 2月11日改定。同年4月1日より発効
4. 2017年 1月31日改定

5. 2017年12月18日改定、2018年 4月 1日より発効
6. 2019年 7月 2日改定、2019年10月 1日より発効